

## 会員の声

## 個人情報保護基本法大綱案を読んで

長谷部 碩\*

本誌の7月号の『個人情報保護基本法の制定をめぐる』、同8月号の『稲葉裕氏の論文「個人情報保護基本法の制定をめぐる」について』の両論文を拝読した。医学研究調査と個人情報保護との両立可能な方策を検討中であることを知ることができた。

その後、読売新聞の9月30日の朝刊の3ページに『個人情報保護へ基本法大綱案』が掲載されていた。診療情報研究転用は同意が必要にの見出しの欄には、“衛生学公衆衛生学教育協議会は、『同意を得られた患者だけの情報では正確な結果が得られない』と法規制に反対してきた。例えば、がんの研究に不可欠であるがん登録事業。(中略)教育協議会代表の田中平三・東京医科歯科大教授は、『これまでも疫学研究で個人データが漏れたことはなかった。医療分野に規制を加えることは国民的な損失』と話す。”とある。

さて、去る10月15日、新潟市で開催された日本内科学会の『第28回内科の展望』の講演の中で、ウイルス性慢性肝臓障害の予後調査では、先ず患

者に葉書で問い合わせ、これが不能の場合は、法務省の許可を得て調査を行う旨の発言があった。

法務省の許可とは、昭和57年2月17日法務省民事局第二課長の通知のことと思われるが、患者の予後調査や疫学調査は、患者つまり国民の健康と福祉の増進と向上を計る上から精度の高い調査は必須のものであることは言うまでもない。だが、しかし例えば、ある癌に罹患した場合、本人の知らない内に、その癌学会に、あるいは、専門病院に癌登録がなされ、定期的に『戸籍記載事項』が調査されるとしたら、いかがなものか。戸籍記載事項とは、その人の生死に関する情報で、市町村から問い合わせ者に還元されるのである。この情報が絶対に漏れないとは言い切れないであろう。

各学会でのこれら調査に関しては、その調査目的が異なるので必ずしも統一されたものはないのであろう。各学会のこれら調査の現状、その問題点、対応策などについて広く国民の理解を得て置くべきであろうと思う。

(受付 2000.11. 2)  
(採用 2000.12.25)

## 文 献

- 1) 稲葉 裕, 個人情報保護基本法の制定をめぐる, 日本公衛誌, 2000; 47(7): 559-561.
- 2) 大島 明, 稲葉 裕氏の論文「個人情報保護基本法の制定をめぐる」について, 日本公衛誌, 2000; 47(8): 679-681.
- 3) 読売新聞. 2000年9月30日の14版の3ページ.

\* 前東京都渋谷区保健衛生部長兼保健所長  
連絡先: 〒146-0094 東京都大田区東矢口 1-10-13  
長谷部 碩